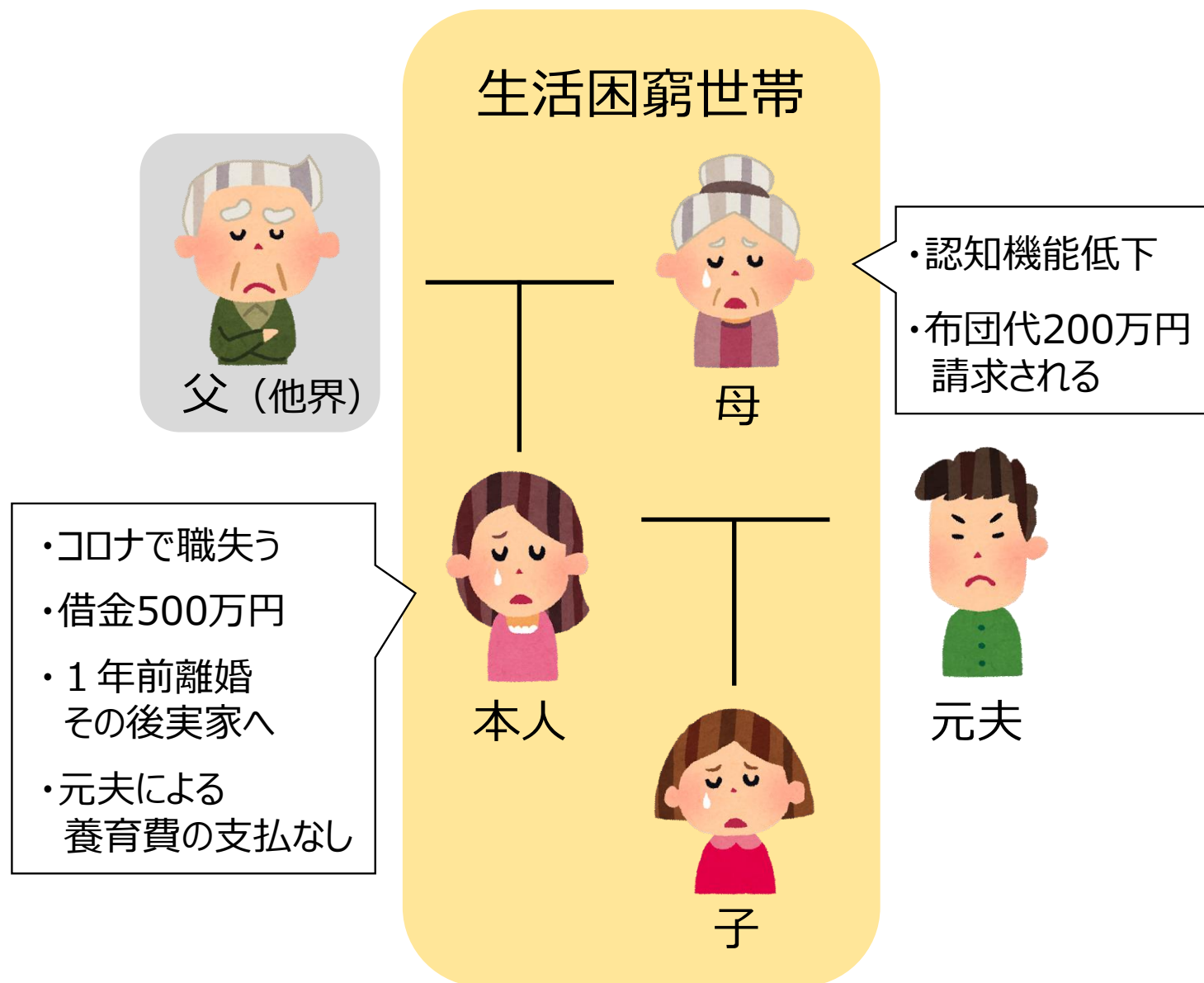


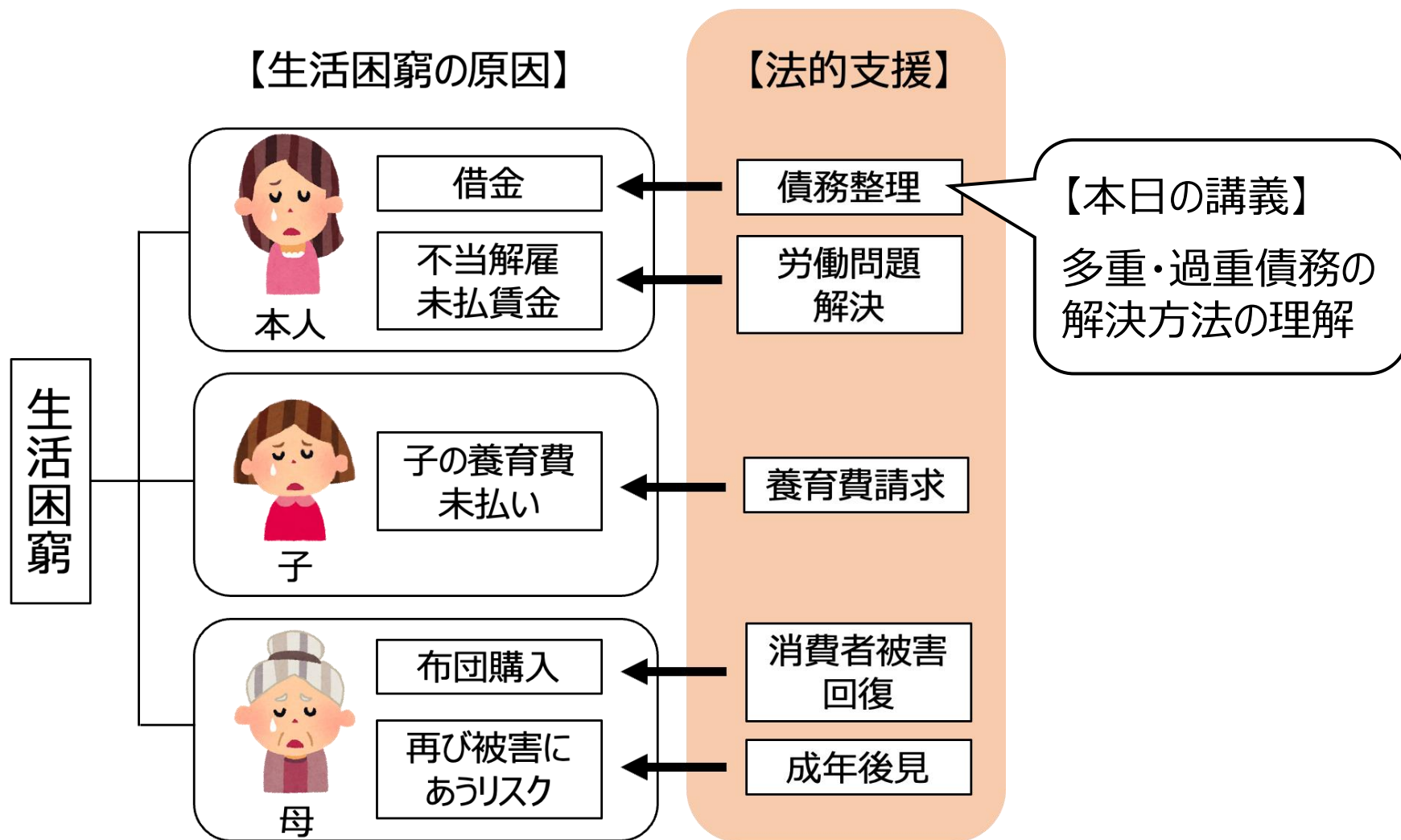
多重・過剰債務の解決方法の理解

日本司法支援センター（法テラス）本部
地域連携推進室 常勤弁護士 鍋木 信行

事例

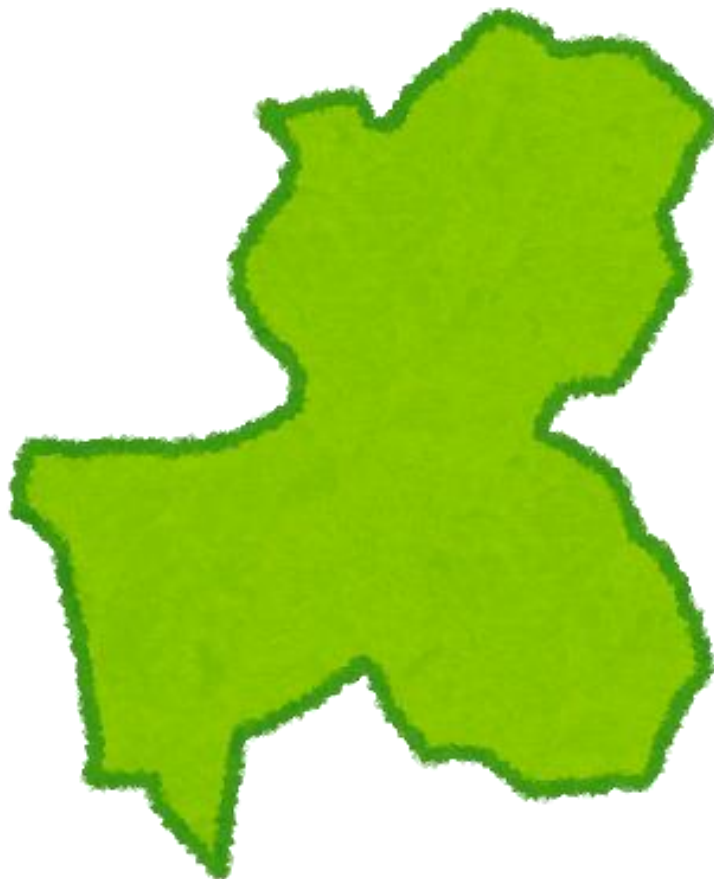


本日の目的①



「司法も福祉の一部」であることを知ってもらう

本日の目的②



「自分の地域で」 どうすれば
家計改善支援と司法が連携できるかを考えてもらう

本日の構成

- 1 債務を払わないとどうなるのか
- 2 どんな解決方法があるか
- 3 「自分の地域で」
司法とどう連携するか

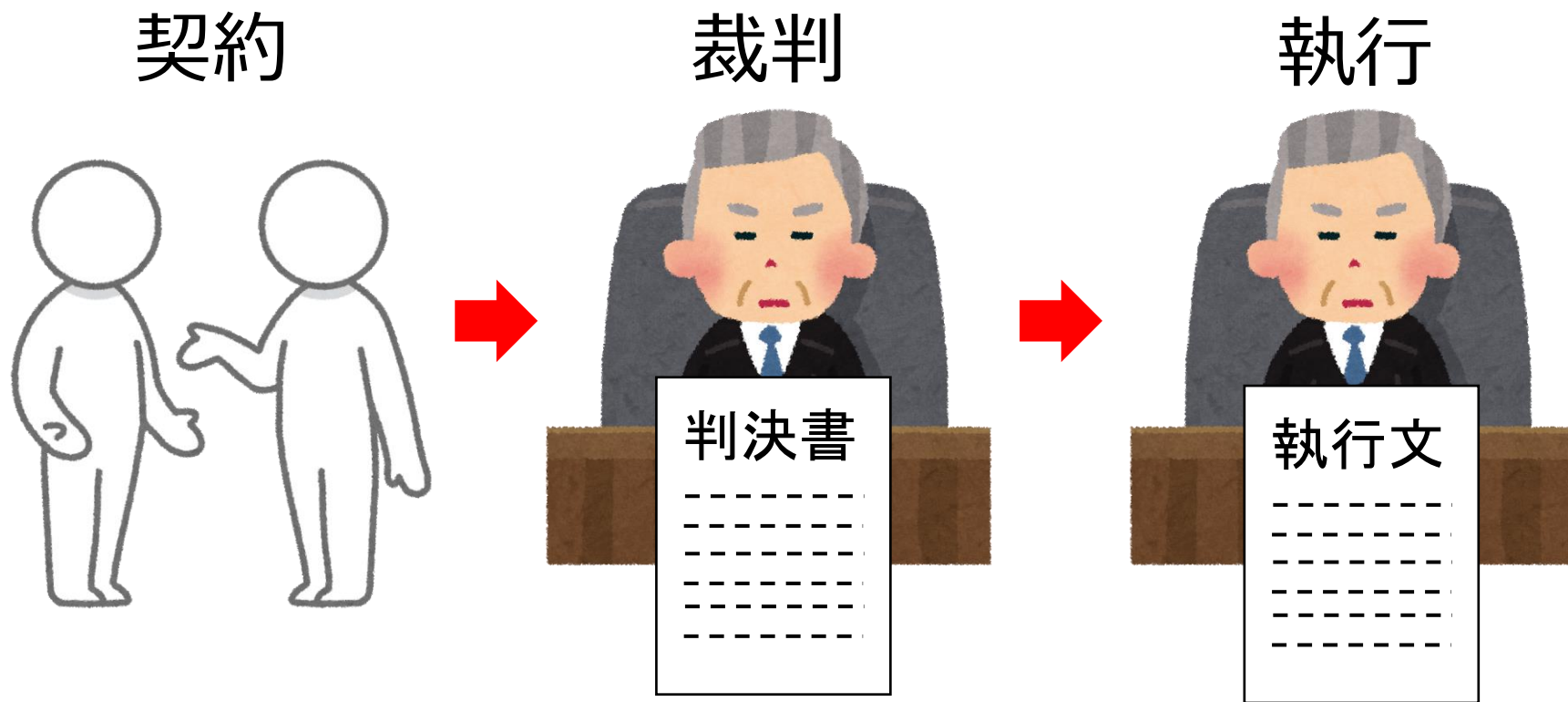
債務を払わないと
どうなるのか

力づくで払わせてもいい？



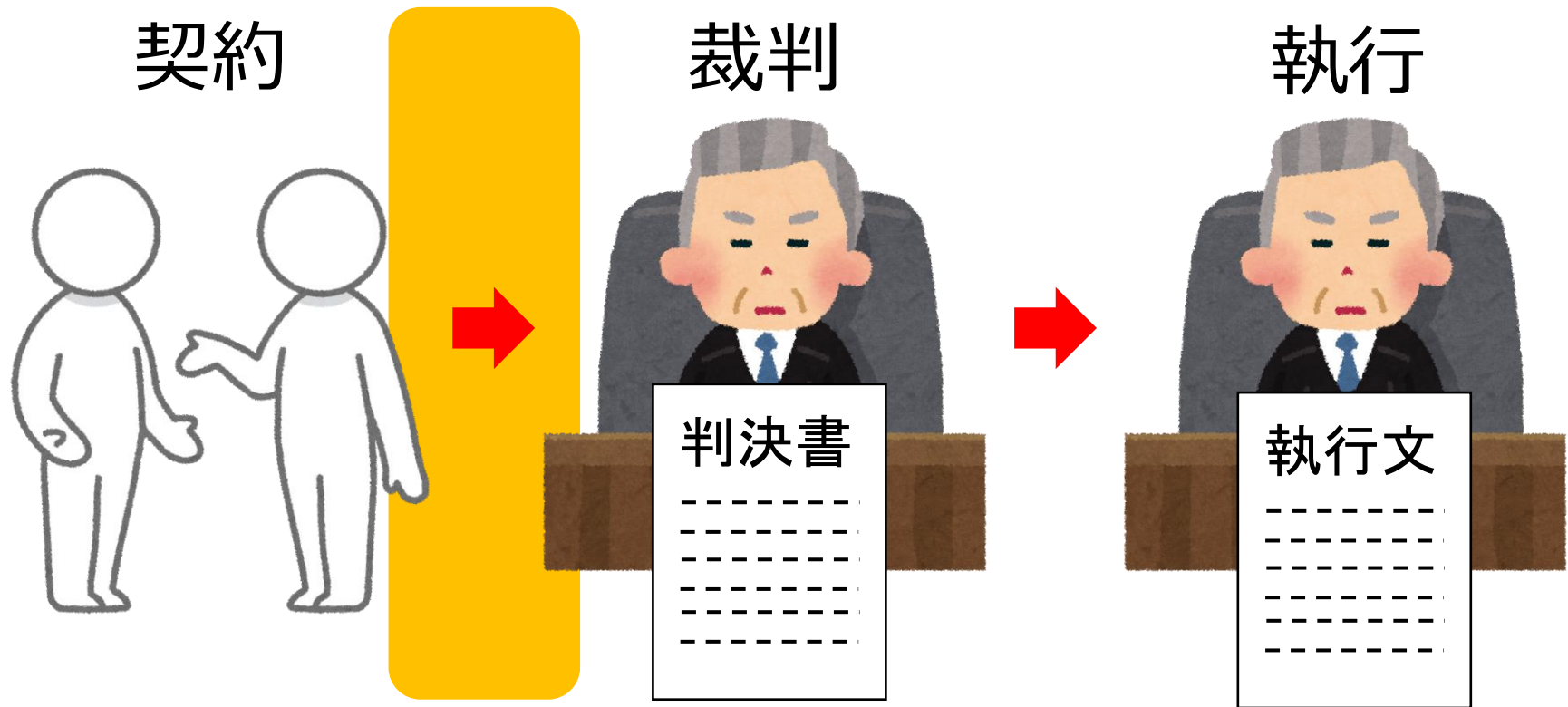
自力救済は禁止
裁判所で手続をとらなければならない

強制執行までの手続



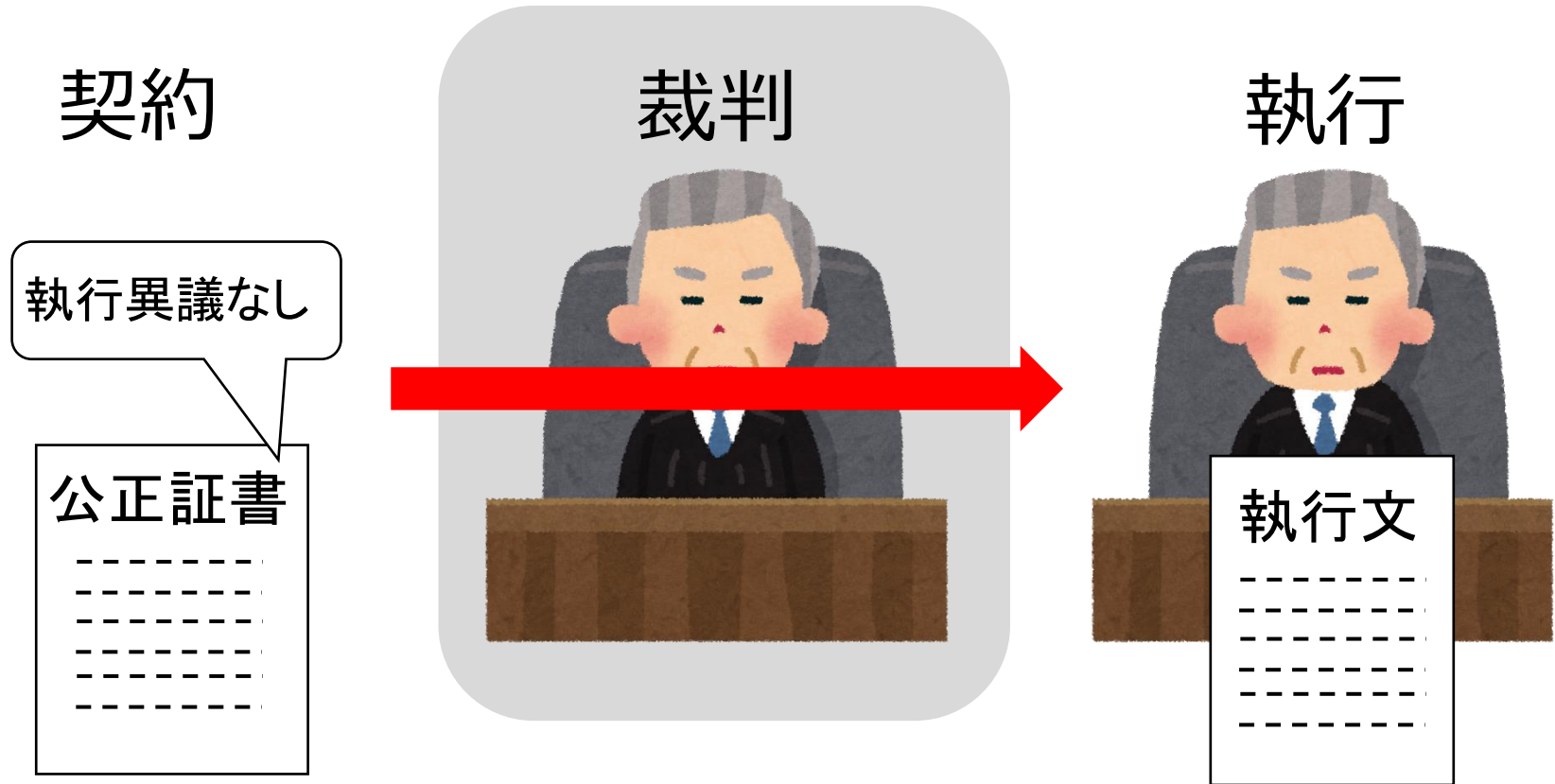
- ①裁判所に訴訟を起こして判決をもらう
- ②さらに裁判所に執行の申立を行う

業者からの督促



裁判に移行する前に任意の支払を求めている
(ただし、裁判所から来る「支払督促」には注意)

公正証書による強制執行



執行認諾文言のある公正証書は、
裁判を経ずに執行手続をとることができる

「何を」差し押さえられるのか



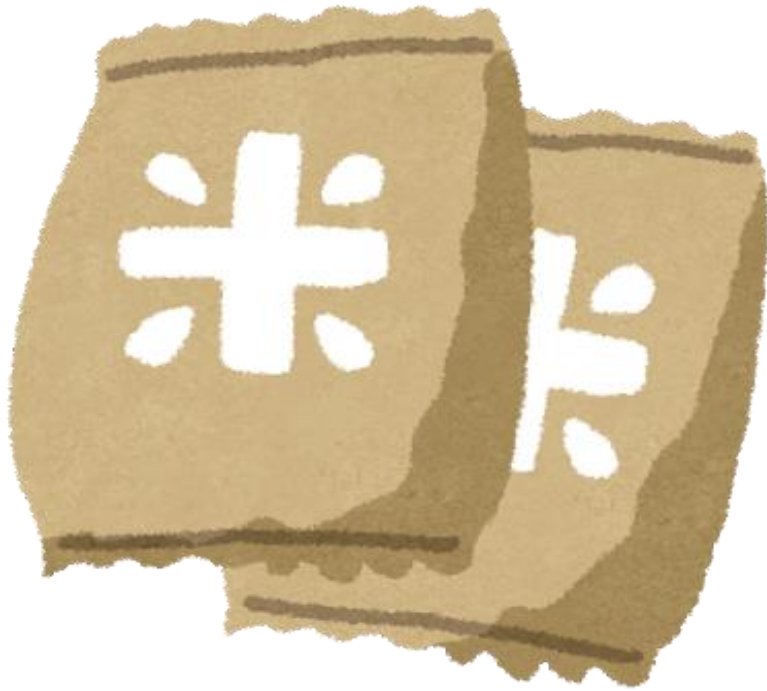
不動産・動産・債権
(ただし, 「差押禁止財産」以外のもの)

差押え禁止財産の例①



生活に欠くことのできない
衣服，寝具，家具，台所用具，畳，建具（民執法131①）

差押え禁止財産の例②



1ヶ月の生活に
必要な食料・燃料
(民執法131②)



66万円までの現金
(民執法131③, 民執令I)

差押え禁止財産の例③



$\frac{3}{4}$



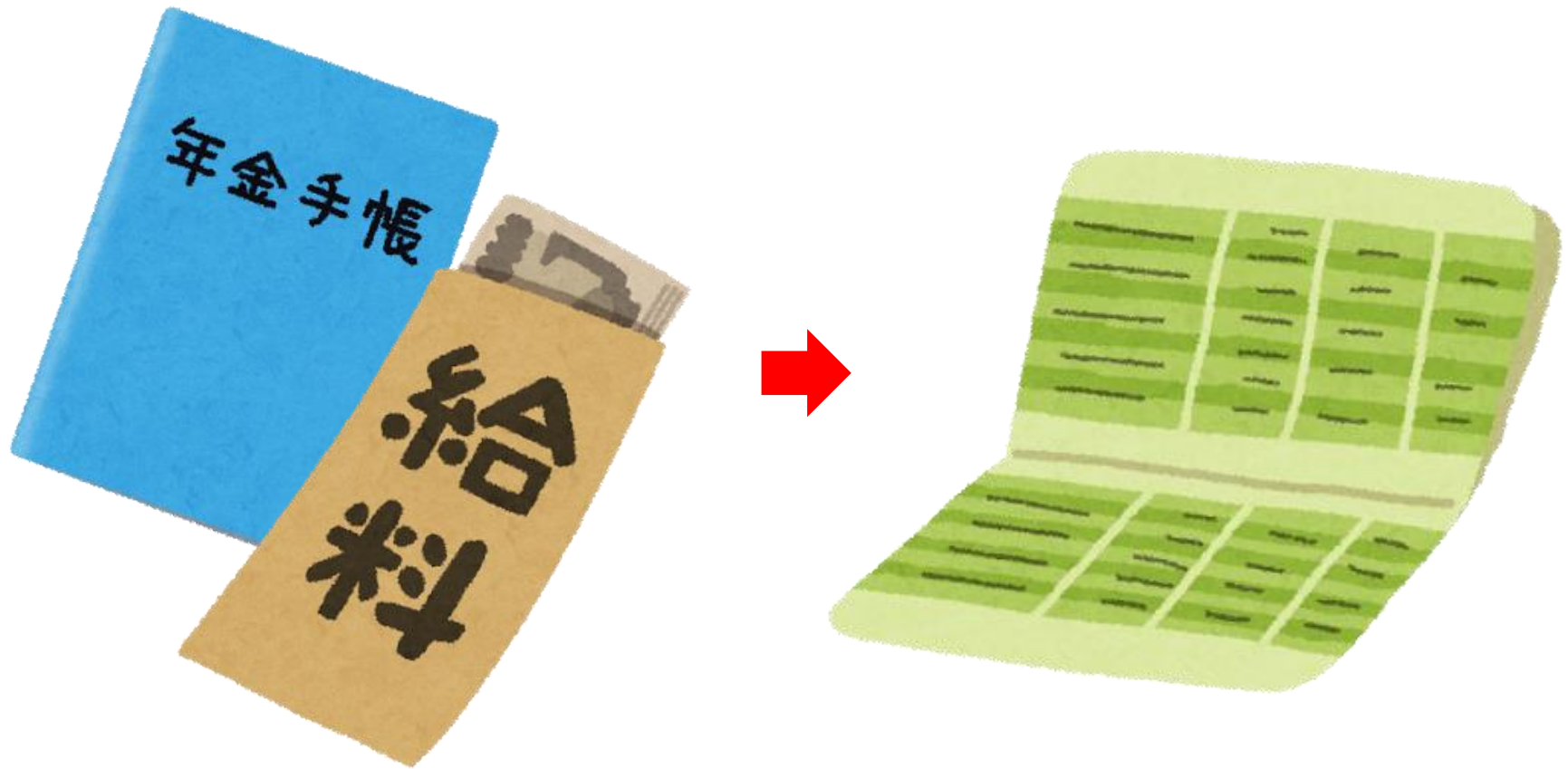
給料の4分の3

(4分の1は差押可能)
(民執法152 I ②)

年金受給権

生活保護費受給権

預金口座に振り込まれた給与・年金は？



預金債権として差押え可能

どんな解決方法があるか

どんな解決方法があるか①

債務の存在自体を争う (代表例)

騙された・脅された



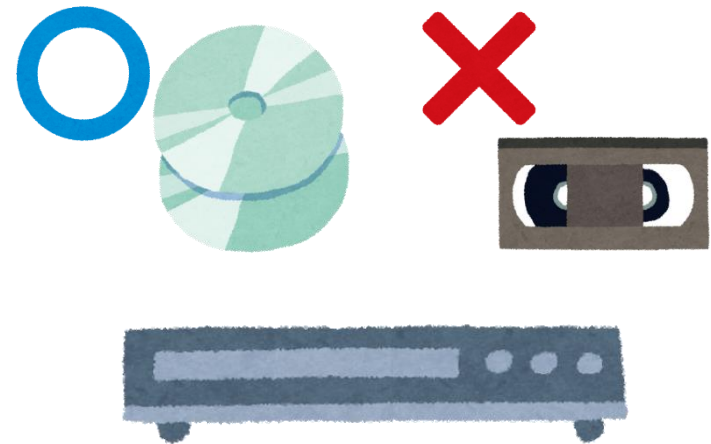
詐欺・強迫等を理由に
契約を取り消すことができる場合もある

間違えた

言い間違い



購入動機（目的）
達成できず



錯誤（まちがい）を理由に
契約の取り消しを主張できる場合もある

内容が極めて悪質



例えば, 「ヤミ金」による高金利の貸付については,
公序良俗違反を理由に 契約の無効 を主張できる

相手に契約違反があった



契約を解除できる場合がある

冷静に考えたらやめたい



一定の種類の契約は、一定の期間、
「クーリング・オフ」ができる

時効



一定期間経過した債務は、時効の援用ができる
ただし、「時効の更新」に注意

時効の更新



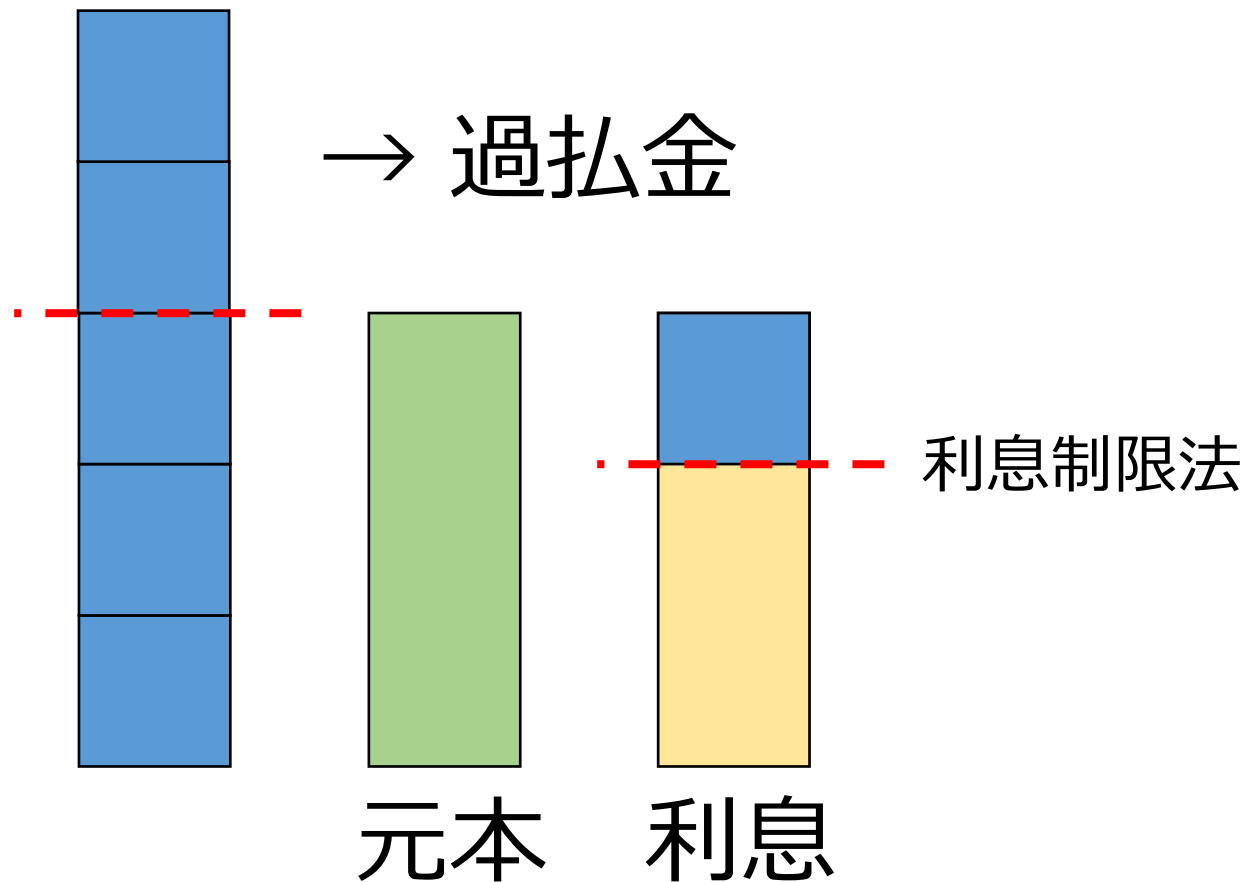
確定判決



認める・支払う等

時効の期間がリセットされる

実は払いすぎていた



いわゆる「過払金」として返還求められる

どんな解決方法があるか②

分割で払う

任意整理



「合意」で債務総額，返済計画を変更する
(返済資金が必要，家計管理も重要)

住宅ローンの返済条件変更



「合意」で返済条件を変更する
(返済資金が必要, 家計管理も重要)

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン (新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則)

一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

↓ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

→ 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

一般社団法人

東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

 ガイドラインについてのリンク集



自然災害による被災者の
債務整理に関する
ガイドラインについて



新型コロナウイルス
感染症に適用する
場合の特則について



被災された
皆さまへ



手続の流れ



利用状況



組織概要



登録支援専門家
・金融機関等
専用ページ

新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則について

対象者，対象債務，その他利用条件あり。詳細は，下記HPへ
一般社団法人
東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関
<http://www.dgl.or.jp/covid19/>

どんな解決方法があるか③

自己破産をして
免責を受ける
(支払わなくて良い状態)

自己破産のメリット



債務を支払わなくてよくなる（免責）

自己破産のデメリット



「一定の資産」を
手放さなければ
ならない

ブラックリストに載る
(新たな借入,
クレジットカード作成
しばらくできない)
※任意整理でも同じ

一定期間
一部の職業に
就けなくなる

自己破産のデメリット？



選挙権がなくなる



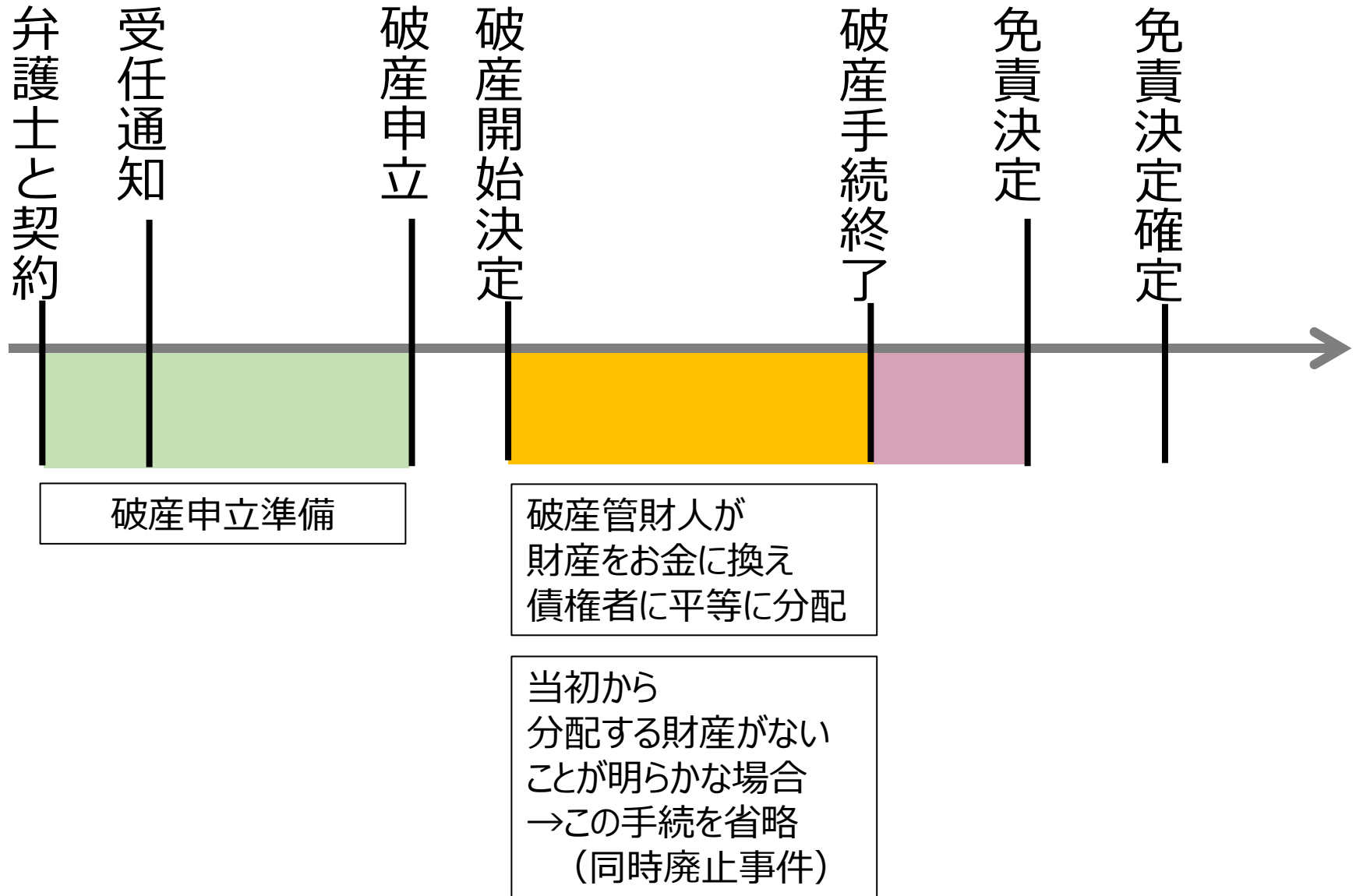
戸籍に載る



結婚できなくなる

上記は全てウソ

自己破産の手続



どんな解決方法があるか④

一部を免除
一部を分割で払う

個人再生



一部を免除，一部を分割払い
(裁判所の手続)

住宅資金特別条項利用の場合



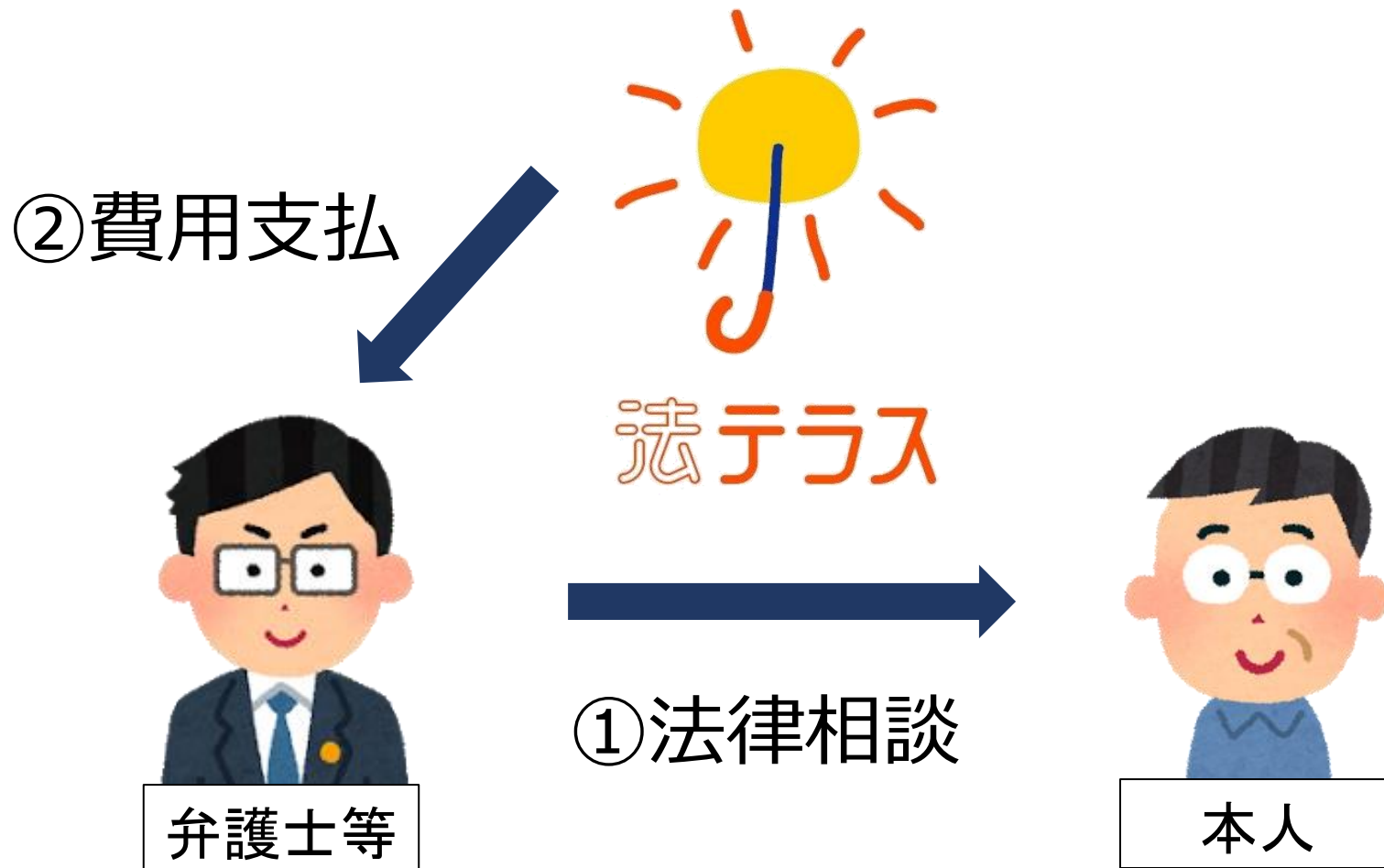
家を残したまま
分割で返済

「自分の地域で」
司法とどう連携するか

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

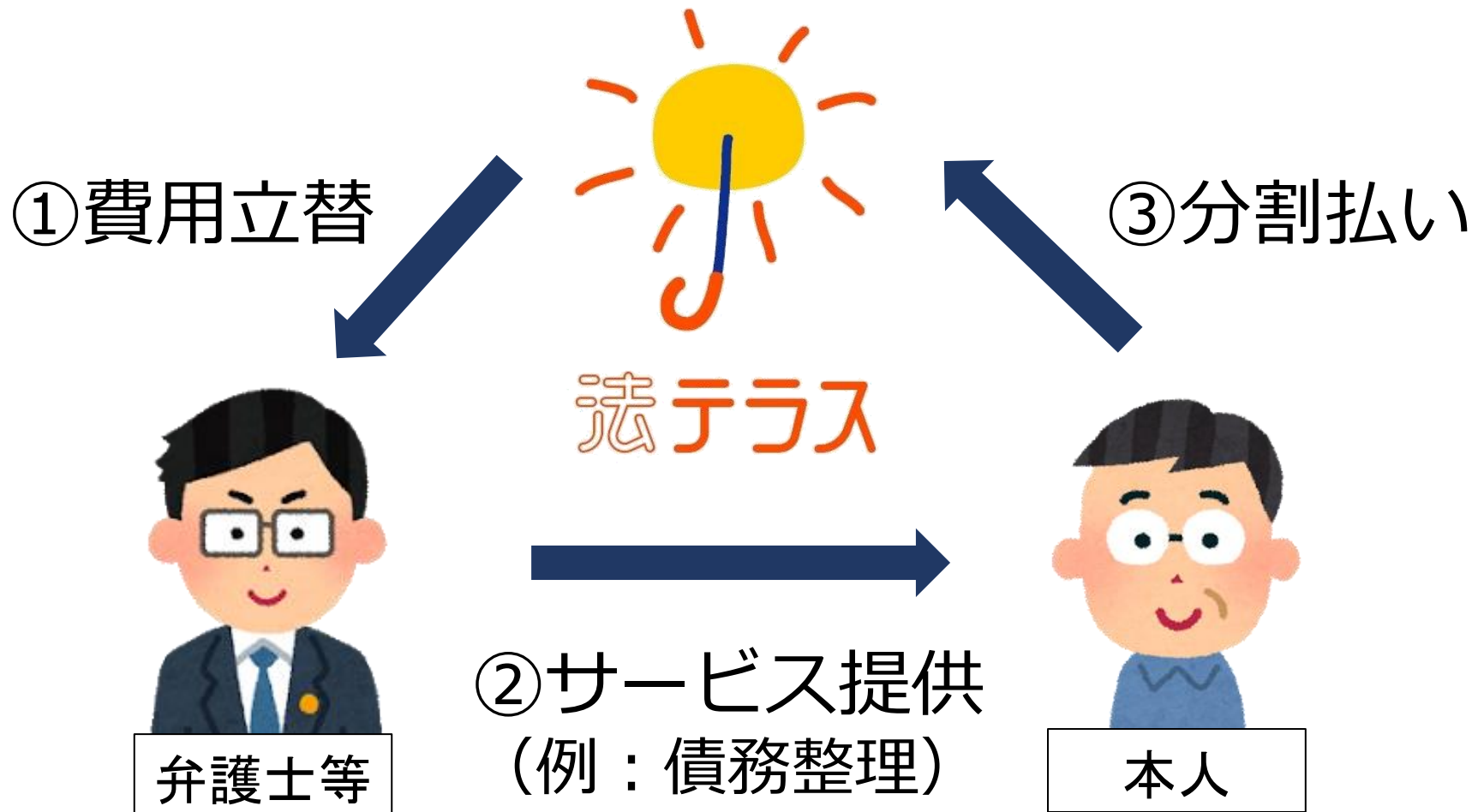
費用が払えなくても
債務整理できる？

無料法律相談（民事法律扶助）



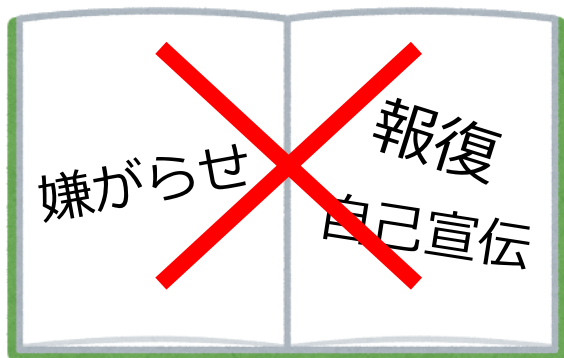
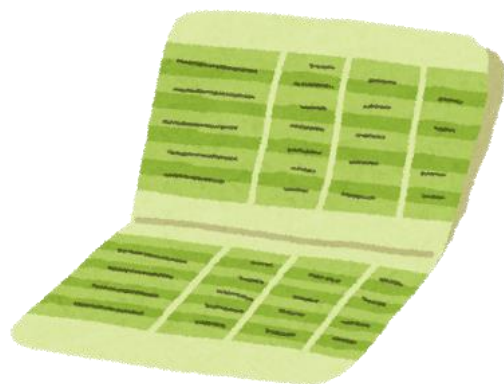
同一相談 3 回まで 無料で法律相談

代理援助・書類作成援助（民事法律扶助）

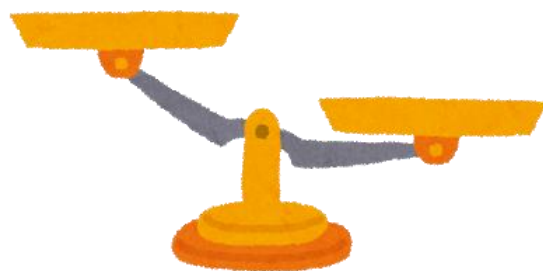


無利息で費用の立替

民事法律扶助の利用条件



目的



費用対効果



の見込みが
ないとはいえない

①一定の資力基準
(収入・資産)

②民事法律扶助
の趣旨に適する

③勝訴の見込み
(弁護士等の
費用立替の場合)

資力基準（収入・資産）の目安

家族の人数	月収	資産
1人	18万2000円以下	180万円以下
2人	25万1000円以下	250万円以下
3人	27万2000円以下	270万円以下
4人	29万9000円以下	300万円以下

上記の基準を基本として、

- ・ 地域
- ・ 家賃，住宅ローン
- ・ やむを得ない支出の有無

等の要素により，調整がなされます。

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

法律相談に
福祉関係者の皆さんも
同席することは可能？

福祉関係者同席による法律相談



本人及び弁護士等の同意があれば可能
(事案によっては同席いただいた方が望ましい)

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

法律事務所まで
行かなくても相談できる？

出張相談

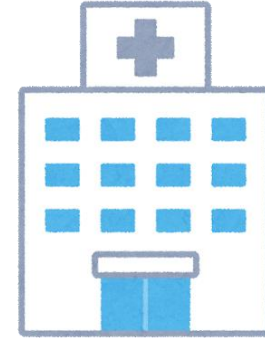


福祉施設やご本人宅に
弁護士等が出張して相談（利用条件あり）

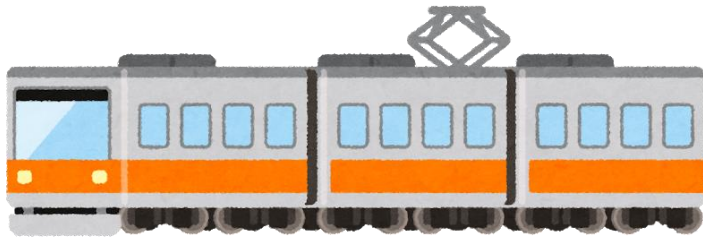
出張相談の利用条件



65歳以上の高齢者



心身に重度又は中度の障害のある方



法律相談の場所まで往復 3 時間以上
(公共交通機関)



その他やむを得ない事情がある方

上記のいずれかの事情で相談場所まで行くのが難しい方

電話等相談



電話やオンラインでの法律相談
(オンラインについては地域により実施状況が異なります)

家計改善支援における電話等相談の活用

(例) 法テラス地方事務所

(例) 自治体等の会議室



オンライン



弁護士等

福祉関係者

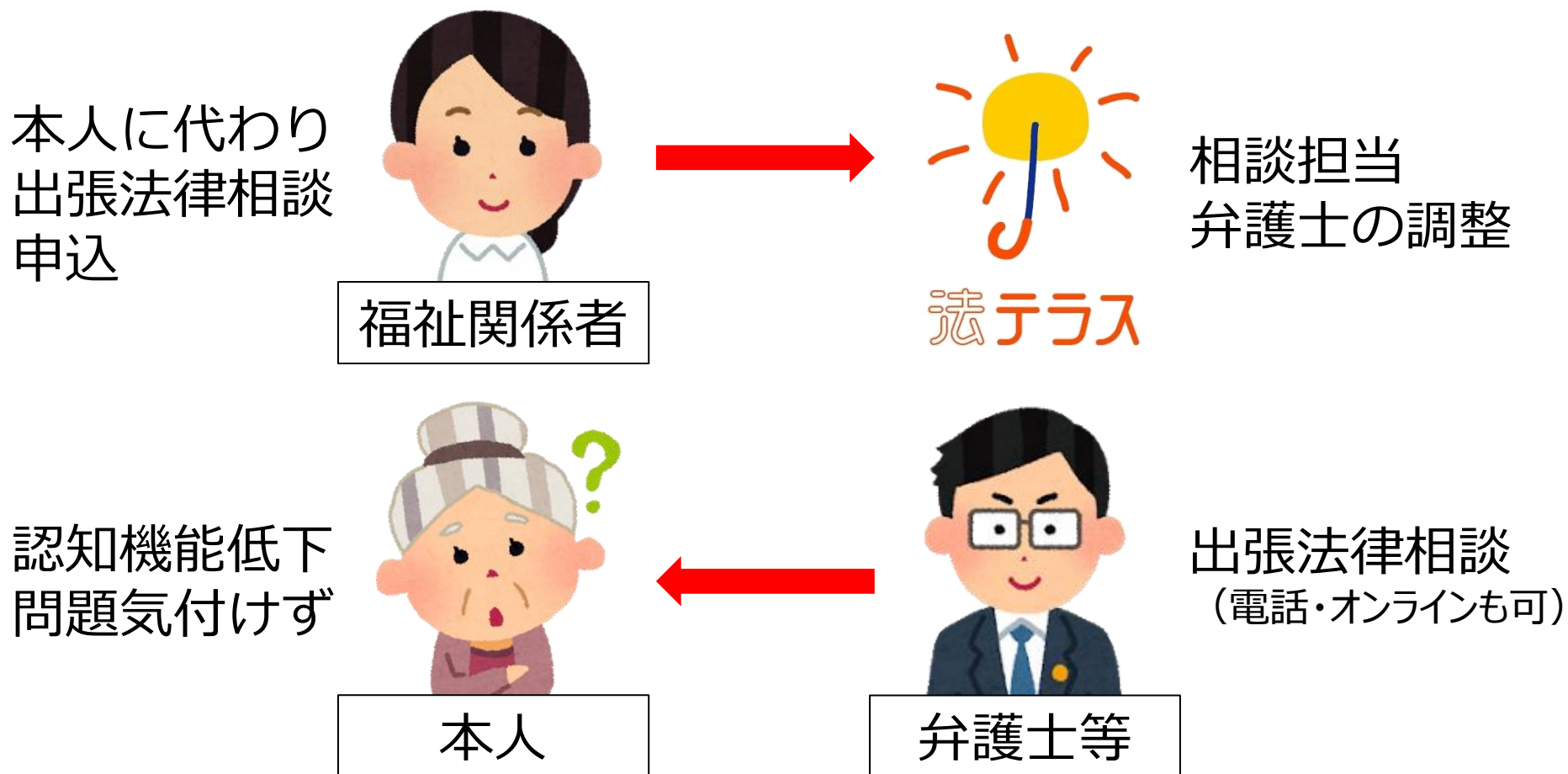
本人

弁護士が近くにいない遠隔地でも法律相談可能
(実施には調整が必要なため、法テラス地方事務所にご相談ください。)

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

本人に代わって
福祉関係者の皆さんから
法律相談の申込はできる？

特定援助対象者法律相談援助



認知機能が十分でない方 が対象
資力のある方も利用可能 (相談料の支払いは必要)

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

支援調整会議その他ケース会議に
弁護士にも出席してもらいたい時は

生活困窮者自立支援・支援調整会議（写真は岐阜県中津川市）



弁護士も出席することで法的課題の早期発見と
福祉と司法の役割分担が可能に

ケース会議弁護士派遣モデル事業（一部地域限定・令和6年3月末まで）



ケース会議に弁護士を派遣し、弁護士報酬を法テラスが負担
（オンラインによる利用も可能）

「自分の地域で」 司法とどう連携するか

生活困窮の背景に
靈感商法等の被害がある場合は

靈感商法等対応ダイヤル

靈感商法等でお困りの方を対象に相談窓口情報をご案内するフリーダイヤルを開設しています。

靈感商法等対応ダイヤル



0120-005931

平日 9時30分～17時 （※土日・祝日・年末年始を除く）

ご本人だけでなく 支援者による利用も可能

ワンストップ相談会の開催

靈感商法等
お悩みの方のための

ワンストップ
電話相談会

秘密
厳守

相談
無料



令和5年3月21日(火・祝) 午前10時～午後4時

金銭トラブル 宗教2世・3世問題 こころのお悩み 家族のお悩み

弁護士・心理士・社会福祉士・消費生活相談員が相談に乗ります

 0120-005931

日本司法支援センター
法テラスは国が設立した公的な法人です 

日本司法支援センター
 法テラス

靈感商法等
お悩みの方のための

ワンストップ
相談会 in 福岡

秘密
厳守

相談
無料

事前
予約制



令和5年5月16日(火) 10時～17時

相談場所: 博多駅周辺(詳細は予約完了後にお知らせします)

金銭トラブル 宗教2世問題 こころのお悩み 家族や家計のお悩み

弁護士・心理士・社会福祉士等が相談に乗ります

予約・お問合せ 0120-005931
(平日9時30分～17時)

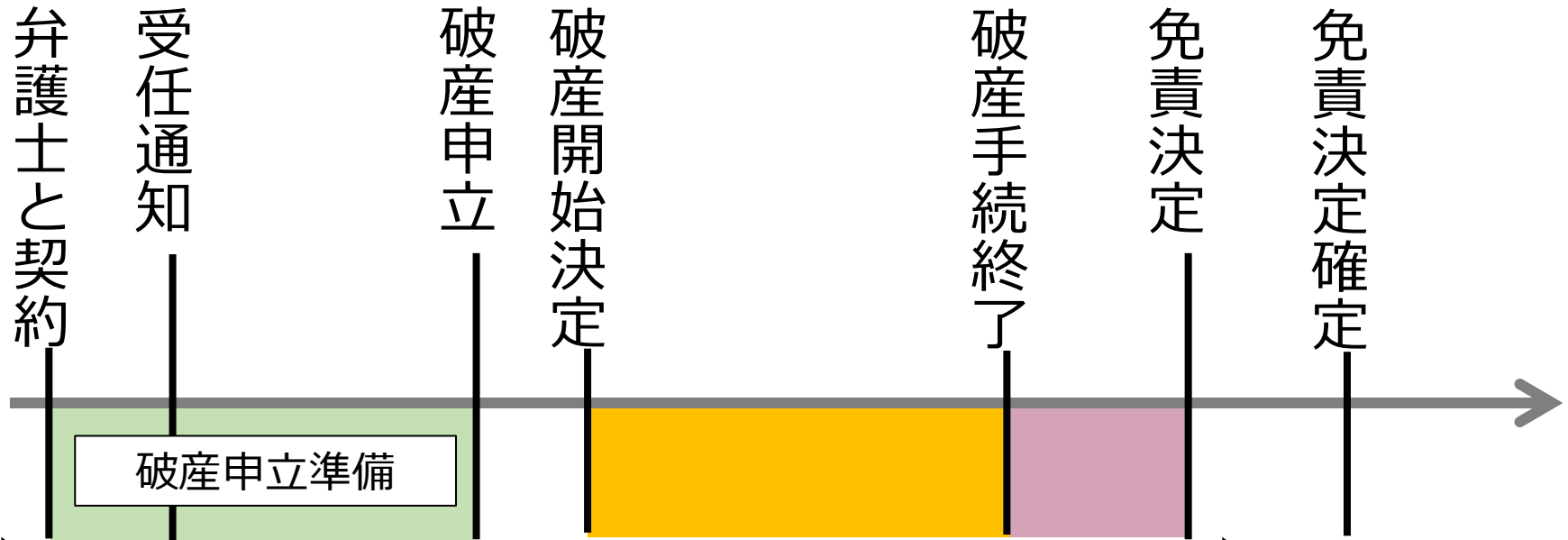
後援: 福岡県弁護士会・社会福祉法人グリーンコープ・一般社団法人福岡県公認心理師会

弁護士・心理士・社会福祉士等によるワンストップ相談会
一部地域で開催予定 (令和5年度)

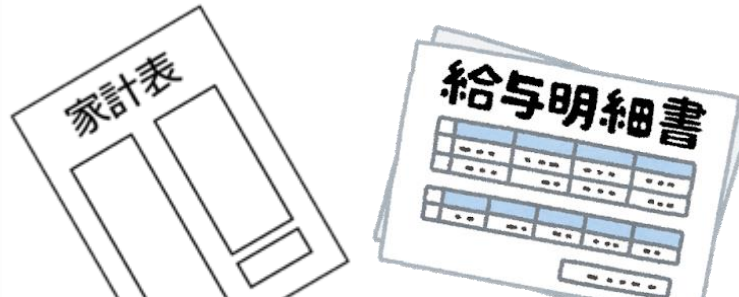
「自分の地域で」 司法とどう連携するか

破産手続における連携

破産手続における連携



弁護士につなぐ



家計表の作成・必要書類の収集補助
+ 心理的なフォロー

家計管理定着？



事後のフォロー

どうすれば・・・



うちの地域で

とはいえ、地域の状況によって、
弁護士等が対応できる状況も様々・・・

令和 3 年度版法テラス白書特集
「生活困窮者支援における福祉と司法の連携の意義と課題」

特集

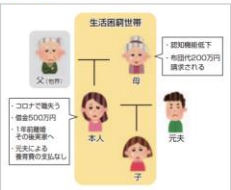
生活困窮者支援における福祉と 司法の連携の意義と課題

はじめに

法テラスでは、これまで様々な関係機関と連携しながら、生活困窮者支援の取組を行ってきた。本特集では、法テラスの取組等を外部の有識者などのインタビューも交えながら紹介する。

第1 生活困窮の原因とその解決に資する多様な法的支援

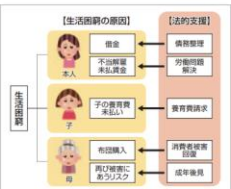
1 事例



いできた。しかし、いよい生活が苦しくなり、子を残して地方で暮らす母の実家に戻った。

呼吸器科の特長は、他の母体には、コロナへの感染リスクを避けたため、しばらく会えなかった。久々に会った母は、既に産後に父と暮らすことになり帰ってきたと言っており、また喜宴のにもかかわらずマスクを着け買いに行くと言っておりなど、言動に異変がみられた。コロナ禍で人と会えず、外出しないままの機会が極端に減り、認知機能が著しく低下してしまっていた。期間は、立派な羽毛布団10枚が役所レベルにまで満たす部屋に一人で暮らしていた。中には代金200万円と書かれた明細書がいくつかあった。

2 生活困窮の原因と法的支援の関係



左の図は、この事例における生活困窮の原因と一般的と考えられる法的支援の内容を整理したものである。

まず、本人については、債務整理として自己破産の申立てをすることにより500万円の債務について法的上支払わなくてよくなる（免費）可能性がある。

また、解雇が正当な理由に基づかない場合、解雇自体の効果を争い、復職できた可能性もある。残業代など本来支払われるべき賃金が支払われていなかった場合は、未払賃金を請求することもできる。

次に、子については、未成熟である間は親に對し

19

【目次】生活困窮者支援における福祉と司法の連携の意義と課題

（2） 弁護士のカース会議参加



生活困窮者支援調整会議
(左から3人目が法テラス岐阜の常勤弁護士)

生活困窮者に関する支援調整会議その他のケース会議に、弁護士もチームの一員として参加するという取組である。

地域によって実施状況に差があるが、法テラスの常勤弁護士がケース会議に参加している。

また、一部地域における試行的な取組であるが、法テラスに対する寄附金を原資として、常勤弁護士以外の一般の弁護士が、ケース会議に参加する費用を法テラスが負担するという取組（「ケース会議活動助成プログラム」）も実施している。この取組により、ケース会議に弁護士が参加することの有効性が認識された自治体では、その後、自治体において弁護士がケース会議に参加するための費用を予算化するなどの動きにつながっている例（新潟市など）もある。

自治体における国庫負担金・補助金の活用①
～弁護士のカース会議参加費用について～



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事
生水 裕美


 事案に含まれる法的課題を可視化して、福祉と司法が過時に適切な役割分担をすることは、本人の生活再建にも、支援者の負担軽減にとっても非常に有益です。しかし、弁護士等の相談会やケース会議等への参加費用のように関連すれば良いか悩まれている自治体関係者の方が少なくないのではないのでしょうか。私が自治体職員として勤務してきた滋賀県栗東市では、次のような工夫をしています。

第1に、「生活困窮者自立相談支援事業費等負担金」（国負担率4分の3）の活用です。必須事業である自立相談支援事業の対象経費に「報酬、報償費、委託料」があります。野洲市では、この国庫負担金を活用して、毎月1回開催する支援調整会議への弁護士等派遣委託費用（約23万円）の予算を組んでいます。

第2に、生活困窮者自立支援制度以外の生活困窮者です。野洲市では、消費者行政推進事業において、消費者庁予算である「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」（補助率10分の10）を活用し、地域社会における消費者問題解決の強化に関する事業の一環として、消費者問題に関する事例検討会への井上と志津の両者の予算提供を行っています。消費者被害の削減には、生活困窮者や孤立、孤立等の課題も少なくない。消費者問題から生活困窮者につながるケースを会社として模索しています。自治体の事業はどうしても縦割りにながちですが、生活困窮者支援制度以外の分野にもアジアンを張り、地域での支援の質はむしろ柔軟に考えると、解決策が見つかることがあります。

24

【目次】生活困窮者支援における福祉と司法の連携の意義と課題

家計改善支援に不可欠な法的支援とオンラインへの期待



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長
グリーンコープ生活協同組合連合会 常務理事 生活再生事業推進室長
行岡 みち子

生涯再生士は、本人と家族に家計の現状を理解してもらい、自ら家計を改善することが必要です。しかし、精神的にも肉体的にも疲弊している本人にとって、自分独自の家計を記録し、それを分析していくのは困難です。グリーンコープ生活協同組合（以下「グリーンコープ」という）の実施する家計改善教室では、面談スタッフ、支援員の方で家計表を作成します。この家計の見える化に不可欠な対話の過程を通じ、本人と家族に無理なく家計の現状を理解してもらいます。また、必要な情報提供や機関窓口への同行等を行うことにより、本人の生涯再生支援を行います。

任意整理や自己破産の法的支援は、家計改善支援にとって不可欠です。グループワークでは、本人の同意のもと、法律相談に同席するようにしたり、面談で作成した家計資料やアセスメントシートを弁護士・司法書士に共有したりするようになりました。また、本人の状況により、自己破産の申立てに必要な書類の収集を支援することも少なくありません。家計改善支援におけるこのような福祉と司法の連携は、早期の債務整理の実現に資するもので、福祉と司法の双方にとってメリットがあると感じています。

福祉と司法の連携における課題の一つは、特に遠隔地の自治体において、弁護士等が近くにいないために、適時に必要な連携が取れないことです。これについては、オンラインによる法律相談やケース会議に大きな期待を寄せています。例えば、法デラスの実施するオンラインによる法律相談の制度を利用し、本人・支援者と弁護士等がつながることができれば、遠隔地の自治体における家計改善支援にとって、大きな力になると想います。

自治体における国庫負担金・補助金の活用②

～法律相談・ケース会議のためのオンライン環境の整備について～

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 生水 裕美

自治体でオンラインを活用した法律相談サービス会議を実施する自治体のパンフレット・Wi-Fi等の調達についても、悩みの種では無いでしょうか。私が自治体職員として勤務してきた道賀県津市では、「生活困窮者就労準備支援等事業補助金（自立相談支援機関等の強化事業費）」（注）、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、このご大壮断に際したる相談体制の整備を図るために、オンライン相談等にも使用する、パンフレット・Wi-Fi 機器を調達しました。また、消費者庁予算を活用し、弁護士・司法書士によるオンライン相談会（合計20回分）の予算措置も行っています。

(注)令和2年度は、第2次補正予算の「生活困窮者就労準備支援等事業補助金（自立相談支援機関等の強化事業費）」でパソコン・Wi-Fi機器の調達が可能であったが、現在は「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（生活困窮者自立支援の機能強化事業）」で調達が可能となっている。

21

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/hakusyo/hakyusyo-reiwa3.files/r3tokushu.pdf

生活困窮支援に関する連携事例について 外部有識者のインタビューを交えてご紹介

法テラス公式YouTube

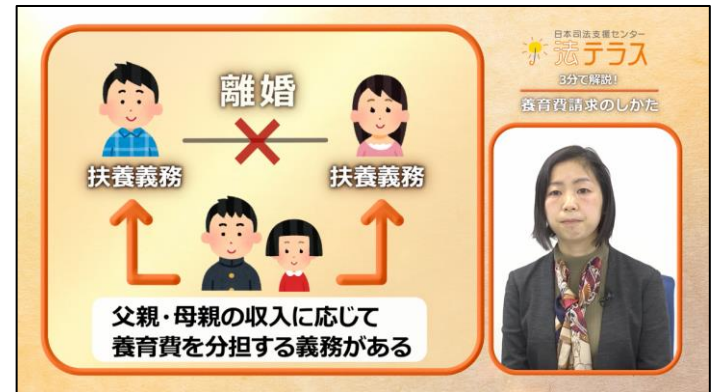
【福祉と司法の連携シリーズ】



上手な法的支援の使い方
福祉と司法の座談会

連携の進んでいる地域・機関の
福祉関係者の方と
法テラススタッフ弁護士の座談会

【3分で解説！シリーズ】



3分で解説！養育費請求のしかた

【URL】

<https://www.youtube.com/channel/UC0PpTUQPriW83GX8CFONJEg>



福祉関係者同席による法律相談



個別のケースについて法律相談に同席にしてみる

事例検討会（写真は岐阜県恵那市）



勉強会，事例検討会，ケース会議などで
「顔の見える関係」をつくる

福祉のための法律講座（写真は岐阜県下呂市）



講演，法律講座などをやってみる

法テラス「地域連携推進室」



「司法も福祉の一部」です。お気軽にご相談ください。

【直通】 050-3383-0210